## 十木工事標準積算基準 [I] (平成26年10月1日) 新旧対照表

初 (以正汉)				
工種区分	工 種 内 容			
海岸工事	堤防、突堤、離岸堤、護岸、樋門、水(閘)門、養浜等の構築物に関する工事及びこれ			
(港湾・漁港に関わる海岸)	らに類する工事			
	用地造成工事又は空港修繕工事にあたって、次に掲げる工事			
	空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、			
空港用地造成工事	小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚工等の付帯施設工、ブラストフェンス工、			
	ケーブルダクトエ、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工			
	事			
	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工にあって、次に掲げる工事			
   空港舗装工事	空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施			
全伦神教工事	設工,舗装撤去工,路面排水工,防護柵工,道路標識工,道路付属施設工,空港舗装			
	修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事			
	空港維持工事にあって、次に掲げる工事			
空港維持工事	草刈工,清掃工,標識維持工,植栽維持工,緊急補修工,除雪工及びこれらに類する			
	工事			
2-1 共通仮設費の率分				

#### 2-1 共通仮設費の率分

I -2-(2)-6 (1)18

(共通仮設費)

(1) 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表~第8表) \*\*1の工種区分に従って対象額ごとに求めた 共通仮設費率を, 当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

- ※ 別表第1(第1表~第8表)は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関す る試行の補正済(復興係数適用済)の値である。
- (2) 共通仮設費率の補正
  - イ) 施工地域, 工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1(第1表~第8表)の共通仮設費率に 下表の補正値を加算<mark>又は補正係数を乗じる</mark>ものとする。ただし、コンクリートダム、フィルダム及び 電線共同溝工事には適用しない。

## なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興 係数適田客 小数筆の位止め (小数筆の位四栓も入)) の値である

徐致適用済、小致弟と位正の(小致弟3位四括五人))の他である。					
施工地域・工事場所区分			補正値(%) <u>右記以外の</u> <u>工事</u>		補正係数 鋼橋架設工事,電線共同溝工事 道路維持工事,舗装工事
市 街 地			3.00		1.3
重要港湾・市街地に係る漁港		2. 25			
	施	工場所が一般交通等の影響を受ける場合			
地方部		a. 地方港湾その他の漁港	2. 25		
		b. 空港	2. 25		
		c. 上記a, b以外	2. 25		
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0		
					ν

### 注1) 施工地法の区分は以下のとおりとする。

市 街 地:施工地域が人口集中地区(DID地区)をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/ km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地 方 部:施工地区が上記以外の地区をいう。

重要港湾:小名浜港,相馬港

地 方 港 湾:江名港,中之作港,久之浜港,翁島港,湖南港

注2) 施工場所区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合:①施工場所において,一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において,50m以内に人家等が連なっている場所

平成27年4月1日以降起工適用

I -2-(2)-6

用地造成工事又は空港修繕工事にあたって, 次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、 空港用地造成工事 小型水路工, 緑地工, 消防水利施設工, 棚工等の付帯施設工, ブラストフェンス工, ケーブルダクトエ、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工 舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工にあって、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施 空港舗装工事 設工, 舗装撤去工, 路面排水工, 防護柵工, 道路標識工, 道路付属施設工, 空港舗装 修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事 空港維持工事にあって, 次に掲げる工事 空港維持工事 草刈工,清掃工,標識維持工,植栽維持工,緊急補修工,除雪工及びこれらに類する 2-1 共通仮設費の率分 (1) 共通仮設費の率分の積算

旧(現行)

工 種 内 容

堤防、突堤、離岸堤、護岸、樋門、水(閘)門、養浜等の構築物に関する工事及びこれ

共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表~第8表) \*\*1の工種区分に従って対象額ごとに求めた 共通仮設費率を, 当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

- ※ 別表第1(第1表~第8表)は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関す る試行の補正済(復興係数適用済)の値である。
- (2) 共通仮設費率の補正

工 種 区 分

(港湾・漁港に関わる海岸)

らに類する工事

海岸工事

イ) 施工地域,工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1(第1表~第8表)の共通仮設費率に 下表の補正値を加算する ものとする。ただし,コンクリートダム,フィルダム及び 電線共同溝工事には適用しない。

## なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興 係数適田客 小数第2位止め (小数第3位四唑五入)) の値である

	施工地域・工事場所区分	補正値(%)			
	市 街 地	3.00			
重要港湾・市街地に係る漁港		2. 25			
	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合				
	a. 地方港湾その他の漁港	2. 25			
地方部	b. 空港	2. 25			
	c. 上記a, b以外	2. 25			
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0			

### 注1) 施工地法の区分は以下のとおりとする。

市 街 地:施工地域が人口集中地区(DID地区)をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/ km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地 方 部:施工地区が上記以外の地区をいう。

重要港湾:小名浜港,相馬港

地 方 港 湾:江名港,中之作港,久之浜港,翁島港,湖南港

注2) 施工場所区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合:①施工場所において,一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において,50m以内に人家等が連なっている場所

I -2-(2)-6

(<u>1</u>)18

(l)18

# 土木工事標準積算基準 [ I ] (平成26年10月1日) 新旧対照表

頁	新(改正後)	旧(現行)
頁 I-2-②-29 (①41) (現場管理費)	(ウ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 (イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の過した。ただし、コンクリートダム、フィルダム 及び電源共同溝の環場管理率を適用する工事には適用しない。 なお、下表は、東日本大豊の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済 (復興係数適用済、小教第2位止か(小教第3位四緒五入))の値である。 施工地域・工事場所区分  施工地域・工事場所区分  加工機械・工事場所区分  施工場所が一般交通等の影響を受ける場合  ・ 地方部 ・ 地方部 ・ 地方部の一般交通等の影響を受ける場合 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1 (第1表~第9表)の限場管理費率に下級の相正値を加野主会を適した現場管理費率の補正は別表第1 (第1表~第9表)の限場管理費率と適用する正率には適用しない。なお、下義は、東日本大環の復用・資産業業等における報方法等に関する試行の補正券(復興係教園用素,小教第2位止め(小教第3位四捨五入))の値である。  施工地域・工事場所区分  市 街 地
	<u>平成27年4月1日以降起工適用</u> ①41	